令和８年（フ）第５５７７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目25―６―306
破産者　竹中　英貴
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９２号
埼玉県志木市柏町５丁目２―11―101
破産者　本木　　揚
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５９３号
東京都豊島区池袋２丁目67―10　レジデンス渋谷２　７Ａ
破産者　片山　弦也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１１号
東京都中央区月島３丁目25―９―801
破産者　神崎秀正こと　ベ　ヨンス
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１６号
長野市大字鶴賀上千歳町1137番地23長野1137ビル２階ＢＰＮ
破産者　合同会社ノート
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
鹿児島市明和三丁目18番14―１号
破産者　株式会社ココカラステップ
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１４６２号
仙台市青葉区あけぼの町９番15号
破産者　株式会社　ａ　ｐａｒｔ　ｏｆ　ｌｉｆｅ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６９３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字南谷地添５番地２
破産者　株式会社トラストワン
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和５年（フ）第１１８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1386番地３
破産者　有限会社浅香鍍金工業所
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３１５号
さいたま市北区吉野町２丁目249番地10　ＳＨＯＨＥＩマンション301
破産者　林　　一夫
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８７５号
東京都千代田区霞が関３丁目２番５号
破産者　Ｌａ　Ｐｌｕｍｅ　Ｎｉｓｅｋｏ　Ｒｅｓｏｒｔ特定目的会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７１７号
東京都練馬区貫井４―３―19―102、住民票上の住所東京都練馬区豊玉上２丁目１―15
破産者　水落　隆志
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２２３６号
大阪市阿倍野区文の里１丁目７番19号　ラパンジール阿倍野601号
破産者　株式会社クリエイティブ・サポート
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２５６号
大阪市西区九条南２丁目７番16号
破産者　株式会社大香
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８９９号
大阪府東大阪市足代北１丁目11番７号
破産者　有限会社オーエス精工
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７号
岡山県津山市上高倉944番地の１
破産者　株式会社アパレルマキ
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２２７号
広島市西区三篠町２丁目13番19号
破産者　花田建設有限会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８４号
山口県宇部市大字善和1302番地の３
破産者　藤本産業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第９６６号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷73番地の３
破産者　有限会社ｋｏｎｎｏ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
仙台市泉区寺岡五丁目１―27
破産者　株式会社カーボンテック
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和４年（フ）第２４７号
東京都千代田区内神田３―２―９
破産者　株式会社スターワーカー
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部